

知っておきたい

選挙制度の 基礎知識

確認用問題集・ミス事例集付

監修のことば

選挙管理委員会の担う最も重要な使命は、国政や県政、市町村政に対して、「一票」に託された有権者の声を届けることにあります。この使命を果たすために、選挙管理委員会職員は選挙事務を常に瑕疵なく正確に執行しなければならず、本来はどんな小さなミスも絶対に許されるものではありません。

しかし、実際には選挙の度に様々なミスが発生し、その都度、注意喚起がなされているにもかかわらず、再度同じようなミスが繰り返されてしまうことも珍しくありません。このような状況が続くと、選挙管理委員会のみならず選挙そのものに対する有権者の信頼が失墜しかねません。さらに、ここ数年の間に公職選挙法の改正が相次いだこと、期日前投票や不在者投票制度が一般に普及して利用者が増加傾向にあることなどにより、選挙管理事務はますます複雑になりつつあり、これまで以上に細心の注意が必要な状況となっています。

このような状況の中で、正確にかつ適切に選挙管理事務を執行するために、選挙管理事務を担当する皆さんには、今一度、原点に立ち返り、選挙事務の基本事項やルールを再確認して正確な知識を身につけておくことや、法改正の基本的な内容を把握しておくことが強く求められています。

そこで、本書では平成28年の公職選挙法の改正内容を含め、選挙制度の知っておくべき事項を掲載し、新人職員の方の最初のテキストとして、またベテラン職員の方の知識の再確認用としても活用できる内容としました。

本書が、選挙管理事務を担う皆さんの良きパートナーとなり、適正な選挙管理事務執行のための一助となることを願ってやみません。

平成29年 秋

公益財団法人 明るい選挙推進協会

目 次

第1章 選挙のしくみ

1	選挙権と被選挙権	10
	1. 選挙権	10
	2. 被選挙権	12
2	選挙人名簿	14
	1. 選挙人名簿の登録資格	14
	2. 選挙人名簿の登録	14
	3. 登録の抹消	16
	4. 選挙人名簿の閲覧	17
3	選挙の種類	18
	1. 衆議院議員総選挙	18
	2. 参議院議員通常選挙	21
	3. 一般の選挙（地方選挙）	21
	4. 特別の選挙（国政／地方選挙）	24
	5. その他の法律で定められた選挙	25
4	任期と選挙期日	26
	1. 任期	26
	2. 選挙期日	28
5	選挙管理機関	30
	1. 選挙管理機関	30
	2. 選挙管理委員会事務局	33

第2章 立候補

1 立候補	36
1. 立候補の届出	36
2. 立候補に必要な書類	38
3. 立候補の届出期間	38
4. 立候補の禁止と制限	39
5. 通称使用の申請	41
6. 供託	41
7. 立候補の届出の受理	43
8. 立候補の辞退	43
9. 候補者の異動	43

第3章 選挙運動

1 選挙運動	46
1. 選挙運動と政治活動	46
2. 選挙運動の期間	47
3. 選挙運動の方法	48
2 選挙運動の費用	55
1. 選挙運動の会計	55
2. 法定選挙費用	57
3. 選挙公営	58
3 選挙時の政治活動	60
1. 選挙時に規制される政治活動	60
2. 選挙時の確認団体の政治活動	61
3. 選挙時の推薦団体の政治活動	62

第4章 投票

1 投票	64
1. 投票区と投票所	64
2. 投票時間・投票所の開閉	65
3. 投票に関わる人	66
4. 投票所入場券	68
5. 投票所への出入り	68
6. 自書式投票と記号式投票	69
7. 代理投票と点字投票	69
8. 電子投票	70
9. 選挙による投票方法の違い	71
2 その他の投票制度	76
1. 期日前投票	76
2. 不在者投票	77
3. 国外における不在者投票	79
4. 洋上投票	80
5. 南極投票	80
6. 在外選挙制度	80

第5章 開票

1 開票	86
1. 開票区	86
2. 開票所	86
3. 開票の日時	87
4. 開票に関わる人	87
5. 開票の参観	89
6. 開票の手続き	90
2 投票の効力	92

第6章 当選

1. 選挙会	96
2. 当選人の決定	96
3. 当選の効力	99

第7章 選挙違反とその罰則

1 選挙違反とその罰則	102
1. 選挙違反の主なケース	102
2. 選挙違反とその罰則	103
2 当選無効	105
1. 当選人の犯罪による当選無効	105
2. 連座制による当選無効	105

第8章 その他

1 選挙に関する争訟	108
1. 争訟の種類	108
2. 争訟の手続き	109
2 寄附の禁止	110
1. 政治家からの寄附の禁止	110
2. 後援団体からの寄附の禁止	111
3. 政治家の関係会社等からの寄付の禁止	111
4. その他の寄附制限	111

第9章 理解度チェック問題

1. 選挙制度	114
2. 立候補	118
3. 選挙運動	121
4. 投票	124
5. 開票	127
6. 当選	130
7. 選挙違反とその罰則	132
理解度チェック問題 解答	135

第10章 ミス事例集

1. 選挙啓発関係	138
2. 投票所入場券関係	140
3. 投票関係	142
4. 開票関係	152
5. 選挙公営関係	155
6. 速報関係	158

第1章

選挙のしくみ

1

選挙権と被選挙権

1. 選挙権

選挙権は、国会議員や都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員を選ぶ選挙に参加できる権利のことで、選挙権をもつためには、必ず備えていなければならない条件（積極的要件）と、1つでも当てはまった場合は選挙権を失う条件（消極的要件）が定められています。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙	・日本国民で満18歳以上であること (18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされる)
知事・都道府県議会議員の選挙	・日本国民で満18歳以上であること ・引き続き3ヵ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所があること ※ 上記の人が引き続き同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合も含む(同一都道府県内であれば移転の回数は問わない)。
市区町村長・市区町村議会議員の選挙	・日本国民で満18歳以上であること ・引き続き3ヵ月以上その市区町村に住所があること

※ ここでいう「区」は東京23区を指す。

選挙の種類	権利を失う条件
すべての公職選挙	<ol style="list-style-type: none"> 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く) 3. 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない者。または刑の執行猶予中の者 4. 選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者 5. 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権・被選挙権が停止されている者 6. 政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権・被選挙権が停止されている者

2. 被選挙権

被選挙権は、選挙により国会議員や都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員に就くことができる権利です。被選挙権を有するには、次の条件を備えている必要があります。また、被選挙権を失う条件は、選挙権を失う条件と同じです。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員総選挙	日本国民で満25歳以上であること
参議院議員通常選挙	日本国民で満30歳以上であること
都道府県知事の選挙	日本国民で満30歳以上であること
都道府県議会議員の選挙	日本国民で満25歳以上であること その都道府県議会議員の選挙権をもっていること
市区町村長の選挙	日本国民で満25歳以上であること
市区町村議会議員の選挙	日本国民で満25歳以上であること その市区町村議会議員の選挙権をもっていること

※ 被選挙権の資格年齢は選挙期日(投票日)に達していればよく、立候補の時点で達していなくてもよいとされています。

※ ここでいう「区」は東京23区を指す。

選挙ミニ知識 外国の選挙権年齢

平成28年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、選挙権年齢が従来の「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。

諸外国の選挙権年齢は「18歳以上」が主流です。国立国会図書館の調査(平成26年)では世界の191の国・地域のうち、9割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を「18歳以上(16歳、17歳を含む)」と定めています。たとえば、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアでも18歳以上となっています。

選挙権年齢の引下げによって、若い世代が政治にますます関心をもち、積極的に政治に参加することが期待されています。

2

選挙人名簿

選挙人名簿とは、選挙人（選挙権をもつ人）の範囲を確定しておくために、あらかじめ選挙人を登録しておく公簿で、市区町村の選挙管理委員会が投票区ごとに作成、管理します。

選挙人名簿には選挙人の氏名、住所、性別、生年月日等が記載されており、すべての選挙に共通して使われます。選挙権をもっている人も、選挙人名簿に登録されていない人は、投票することができません。

1. 選挙人名簿の登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所をもつ満18歳以上の日本国民で、その住民票が作られた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている人です。

2. 選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録には、次のとおり「定時登録」と「選挙時登録」の2つがあります。いったん登録されると抹消されない限り永久に有効なため、選挙人名簿は「永久選挙人名簿」とも呼ばれます。

<p>定時登録</p>	<p>毎年3月、6月、9月、12月の1日現在において登録される資格をもつ人を調査し、同日に登録する*</p>
<p>選挙時登録</p>	<p>選挙の度に行う。選挙期日の公示・告示日の前日に行われるのが一般的である</p>

※ 以前は登録基準日が登録月（3月、6月、9月、12月）の1日で、翌2日が登録日とされていましたが、平成28年12月、公職選挙法の改正により定時登録の登録基準日と登録日が同一日とされました。同時に登録月の1日が休日の場合は、翌開庁日に繰り延べることができるようになりました（選挙期間中を除く）。

もっと詳しく！

Q 選挙人名簿への登録要件を満たした人が登録日の直前に他の市区町村に転出した場合はどうなるのですか？

A 元の住所地市区町村の選挙人名簿に登録されます。この場合は、他の市区町村へ転出した旨が選挙人名簿に表示され、転出日から4ヵ月を経過したときに名簿から抹消されます。

もっと詳しく!

Q 政治家が選挙区の人に年賀状を送ることは許されていますか？

A いいえ、許されていません。

政治家が選挙区内の人に年賀状や暑中見舞い状などの時候のあいさつを出すのは「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内にある者にあいさつする目的で、新聞や雑誌、テレビやラジオで有料広告を出すと処罰されます。またこのような広告を出すよう政治家に求めることも禁止されています。

選挙ミニ知識 三ない運動

公益財団法人 明るい選挙推進協会では、公正でお金のかからない選挙の実現のために「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を展開しています。

贈らない 政治家は有権者に寄附を贈らない

求めない 有権者は政治家に寄附を求めない

受け取らない 政治家から有権者への寄附は受け取らない

第9章

理解度チェック問題

1. 選挙制度

Q1 次のうち、選挙権について述べているものとして正しいものを1つ選びなさい

- ア. 地方選挙では選挙権年齢・被選挙権年齢ともに満18歳以上である
- イ. 国政選挙の選挙権は現在の住所がある市区町村に引き続き3ヵ月以上住所がある者にしか与えられない
- ウ. 選挙期日には満18歳になるが、期日前投票を行おうとする日にはまだ17歳の人は期日前投票ができる
- エ. 選挙の告示・公示日に満18歳でなくても、選挙当日に満18歳であればその選挙に投票することができる

Q2 次のうち、被選挙権について述べているものとして正しいものを1つ選びなさい

- ア. 参議院議員通常選挙の被選挙権年齢は満30歳以上である
- イ. 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙とも被選挙権年齢は満30歳以上である
- ウ. 都道府県知事選挙の被選挙権を有するための条件は満30歳以上であることと、その都道府県知事選挙の選挙権をもっていることである
- エ. 都道府県議会議員選挙の被選挙権は30歳以上である

Q3 選挙人名簿の抹消条件として間違っているものを1つ選びなさい

- ア. 死亡したとき
- イ. 婚姻届けを提出したとき
- ウ. 日本国籍を失ったとき
- エ. 登録されるべきでない者が誤って登録されたとき

Q4 衆議院議員総選挙等について述べているものとして正しいものを1つ選びなさい

- ア. 衆議院議員総選挙が行われるのは4年に1回のみである
- イ. 衆議院議員の定数は465人で、うち289人が比例代表選挙で選ばれる
- ウ. 衆議院議員の任期は4年である
- エ. 衆議院議員総選挙は衆議院の解散によってのみ行われる

Q5 選挙違反の罰則について述べているものとして間違っているものを1つ選びなさい

- ア. 候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者も選挙違反に問われるケースがある
- イ. 候補者が有権者に金銭の授受を約束したが、実行されるまでは、罪には問われない
- ウ. 選挙犯罪で禁錮以上の刑に処された者は、原則として裁判確定の日から刑の執行が終わるまでの間およびその後5年間、選挙権・被選挙権ともに停止される
- エ. 選挙犯罪で罰金刑に処された者は、原則として裁判確定の日から5年間、選挙権・被選挙権ともに停止される

理解度チェック問題 解答

1. 選挙制度

- Q1 - エ (参照P10、12、79)
- Q2 - ア (参照P12)
- Q3 - イ (参照P16)
- Q4 - ウ (参照P18、26)
- Q5 - ア (参照P21)
- Q6 - ウ (参照P26)
- Q7 - ウ (参照P29)
- Q8 - ア (参照P30、31、32)

2. 立候補

- Q1 - ア (参照P36、37)
- Q2 - イ (参照P38)
- Q3 - ウ (参照P39、40)
- Q4 - イ (参照P41)
- Q5 - ウ (参照P41、42)
- Q6 - イ (参照P43)

3. 選挙運動

- Q1 - ア (参照P47)
- Q2 - エ (参照P48)
- Q3 - ウ (参照P49)
- Q4 - イ (参照P50、51)
- Q5 - ウ (参照P52、53、54)
- Q6 - ア (参照P55、56)

4. 投票

- Q1 - エ (参照P64、65)

Q2 - ア (参照P66)

Q3 - イ (参照P68)

Q4 - エ (参照P71、72、74、75)

Q5 - イ (参照P76、77)

Q6 - ウ (参照P77、78、79)

5. 開票

Q1 - ウ (参照P87)

Q2 - エ (参照P88)

Q3 - ウ (参照P87、89、90、91)

Q4 - イ (参照P91)

Q5 - ア (参照P92)

Q6 - エ (参照P93)

6. 当選

Q1 - イ (参照P96)

Q2 - ア (参照P96、97、98)

Q3 - エ (参照P99)

Q4 - エ (参照P99)

7. 選挙違反とその罰則

Q1 - エ (参照P53、102)

Q2 - イ (参照P105)

Q3 - ア (参照P105)

Q4 - ア (参照P102、103)

Q5 - イ (参照P102、103、104)

第**10**章
ミス事例集

1. 選挙啓発関係

【事例1】選挙期日決定前の周知

選挙の分類 参議院／選挙区・比例代表

関係法令 公職選挙法第6条（選挙に関する啓発、周知等）第1項

■概要

選挙期日の閣議決定前に、市の広報紙で期日が決定したかのような記事を掲載してしまった。当該市の選挙管理委員会は、実際の選挙期日が広報紙に掲載した期日と異なる日に閣議決定された場合は、新聞折り込みで訂正チラシを配布することにしたが、広報紙発行の6日後に広報紙掲載と同じ日が期日と決定されたため、訂正チラシの配布は行わず、後日発行の広報紙で改めて選挙期日の決定を掲載した。

■対応

県選挙管理委員会は県内各市町村に対して、選挙期日の周知は閣議による正式決定後に行うよう文書で注意した。

【事例2】町選挙管理委員会作成の広報用チラシへの記載誤り

選挙の分類 衆議院／小選挙区・比例代表、国民審査

関係法令 公職選挙法第6条(選挙に関する啓発、周知等)

■概要

町選挙管理委員会が作成し、町内の自治会を通じて全戸(約2,400世帯)に配布した広報用チラシで、期日前・不在者投票期間を1日長く記載していることが、住民からの指摘で判明した。

■対応

当該町選挙管理委員会は訂正チラシを作成し、翌々日に配布した。県選挙管理委員会は当該町選挙管理委員会から文書で顛末の報告を求め、再発防止を要請した。